

議会 ICT 化の決定・合意事項

(確認事項)
導入目的【議会向上会議】H29. 12 **決定** 「ICT 化の考え方について」(抜粋)

<導入目的>

- (1) 紙の削減 (レスペーパー)
- (2) 業務の効率化 (資料の作成、配布、修正の効率化など)
- (3) 迅速な情報共有 (災害時を含む)

【議会向上会議】H30. 5 **合意** 「前回会議までの合意事項」(抜粋)

- ・セキュリティを確保しつつ、クラウド型文書共有システム (図書室・文書交換室・会議等)・グループウェア等を活用できる議会所有のタブレット端末 (個別回線) を全議員に貸与する。
- ・活用範囲は「議会活動」とし、導入経費は全額公費とする。

【議会向上会議】H30. 11 「タブレット端末導入にあたって」(抜粋)

決定・議会事務局・執行部からの連絡・情報提供は、電子メールに一元化する。
また、データ送信により、完了とする。

ましまらず意見・基本的に完全ペーパーレス化する。(紙資料が必要な場合については、個々で印刷を行い、電子媒体で提供された資料についての紙資料要求は行わない。)



「システムとタブレットを同時に導入する」上での条件について市長と協議

【市長からの条件提示】

完全ペーパーレス化を実現するとともに、タブレット端末の中で、連絡手段や資料の閲覧、議会運営での活用などを全て完結させることが必要

【議会向上会議】H30. 12 **決定**

- 1 システム (文書共有システム・グループウェア) を先行導入するとともに、貸出用タブレットを複数台用意
- 2 ①議会事務局・執行部からのメールの一元化や②冊子類の基本的な完全ペーパーレス化についての検証や、③タブレット端末等を十分活用できることの確認など、試行的運用を実施
- 3 このような検証・確認を踏まえた後に、タブレット端末を本格導入

<令和元～3年度>

システム (SideBooks・LINEWORKS) と貸出用タブレット (i-Pad 5 台) を導入し、紙・電子資料併用による会議を試行 (議員の所有端末を使用)

試行導入決定まで

試行導入決定

試行運用

【第2次議会運営活性化推進協議会】R4.5 **決定** 「議会のICT化について」（抜粋）

○公費支給タブレット：導入見送り（議員の所有端末を使用）

<見送り理由（検証結果）>

検証項目	検証結果	
①「議会事務局・執行部からのメールの一元化」の未達成	約3割の議員がLINEWORKSを活用していない。	▶ タブレットの十分な活用は確認できない。
②「冊子類の基本的完全ペーパーレス化」の未達成	約7割の議員が紙資料を必要としている。	

タブレット導入にあたっての前提条件

なお、「メールの一元化」及び「冊子類の基本的完全ペーパーレス化」の進捗が図られた場合には、その他のタブレットの有用性も考慮し、公費支給タブレット導入の必要性を再検討

○紙資料の取扱い：必要最小限の紙資料を配付する「部分的ペーパーレス」

（検討事項1）
右表の紙資料の取扱いをどうする

会議	紙資料の取扱い
本会議 議案研究 常任委員会 予算・決算審査特別委員会 同分科会	次の7つの資料のみ紙配付する。 ・議案説明資料 ・補正予算書 ・発議 ・成果説明書 ・当初予算のあらまし ・局別予算の概要 ・指摘要望事項に対する措置状況等報告書
議会運営委員会 幹事長会議 各種理事会	会議出席者以外の議員分の資料も含め、全資料を紙配付する。
活性協、特別委員会 広報委員会	資料は紙配付しない。

【第2次議会運営活性化推進協議会】R4.6 **決定**

本会議・委員会等への議員所有のパソコン・タブレットの持込みを議長・委員長の許可不要とし、引き続き使用することができることとする。

「本会議・委員会等におけるパソコン・タブレットの使用について」（抜粋）

3 使用端末

ノートパソコン・タブレット（持込みは1人1台に限る。ただし、委員会にあっては、委員長に申し出ることにより、2台目を持込むことができる。）

（検討事項2）
タブレット導入後、議員所有のパソコン・タブレットの持込みをどうするか。